

各地で二輪車通行禁止が解除 暴走族らの減少で見直し進む

- 二輪車を通行禁止にする規制措置が近年減少傾向にある。
- 違法改造による騒音や暴走行為の減少が、規制解除の理由として大きい。
- 埼玉県警察本部に取材し、近年、規制が解除された路線をいくつか視察した。



クルマは通行できるが、バイクは通行禁止^{*注}という道路がある。多くは暴走族対策のための規制措置だが、もちろん一般ライダーにも規制がかかる。標識に出合えば、進路変更をしたり、Uターンしたり、迂回ルートを探すのに苦労することもある。

その二輪車の通行禁止規制が、近年、各地で解除される傾向にある。どのような路線がなぜ規制解除されたのか、実際のケースを見てみたい。

*注：標識による通行規制「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」。補助標識で対象車両や規制時間を指定できる。

二輪車の規制路線が 700 カ所から 450 カ所へ減少

一般社団法人日本二輪車普及安全協会（日本二普協）は、都道府県警察の協力を得て、「二輪車通行規制区間情報」という Web サイトを開設している。二輪車（原付・自動二輪車）の通行禁止路線を一覧化したもので、規制地点や規制時間などを確認できる。ライダーに情報を提供することで、違反を犯さないよう注意を促すのが目的。また、それぞれの規制路線に対する意見や要望も同サイトで受け付けており、該当する警察本部へ届けられる。

●日本二普協のWeb サイト「二輪車通行規制区間情報」

「二輪車通行規制区間情報」 <https://www.jmpsa.or.jp/society/roadinfo/>

日本二普協によると、4年ほど前までは全国で約700カ所あった規制路線（掲載数）が、2019年3月末時点では約450カ所（同）に減っている状況となっている。

同サイトでは、規制が解除された路線についても、一定期間は「解除されました」と赤色で表記して情報を残してあり、近年では、東京、埼玉、大阪、広島、熊本で、それぞれ規制の見直しが行われたことがわかる。

●近年規制が解除された路線一覧（埼玉県の規制解除路線は後出）

都道府県	路線(区域)	規制路線・区域の起点・終点	規制対象	規制時間
東京都	京王分譲住宅周辺(市町村道)	日野市平山1丁目11番地先～ 日野市平山1丁目20番地先 ほか	自動二輪 ほか	22:00～翌05:00
	いろは坂通り(市道)	多摩市桜ヶ丘1丁目56番先～ 多摩市桜ヶ丘1丁目53番17号先	原付・自動二輪	13:00～翌05:00
大阪府	大阪市中央区	難波交差点北詰～ 新橋交差点南詰(国道25号)	自動二輪	日曜・休日 0:00～6:00
	大阪市中央区	日本橋1丁目交差点北詰～ 長堀橋交差点南詰(堺筋)	自動二輪	日曜・休日 0:00～6:00
	大阪市中央区	長堀橋交差点西詰～ 新橋交差点東詰(国道308号)	自動二輪	日曜・休日 0:00～6:00
	大阪市中央区	日本橋1丁目交差点西詰～ 難波交差点東詰(大阪枚岡奈良線)	自動二輪	日曜・休日 0:00～6:00
	堺市東区	日置荘原寺町131番地1先～ 日置荘原寺町412番地先(泉大津美原線原寺跨道橋)	原付	終日
	茨木市	東福井三丁目11番11号先交差点北詰～ 山手台七丁目11番街区北西角交差点南詰	原付・自動二輪	終日
広島県	福山市・後山公園洗谷線	福山市瀬戸町長和678-2(グリーン・ライン北側入口)～ 福山市鞆町後地381-1(グリーン・ライン南側入口)	原付・自動二輪	終日*注
熊本県	熊本市(市区町村道)	熊本市中央区辛島町1辛島公園北西角～ 熊本市中央区辛島町1辛島公園南西角	原付	1:00～5:00
	国道57号	熊本市東区保田窪本町17-18新南交差点～ 熊本市東区御領8丁目4-81熊本インター南交差点	自動二輪	0:00～5:00

*注:原付および自動二輪の終日規制が解除され、ほかの車両と同じく23:00～翌5:00の通行止め規制となった。

バイクだけが通行禁止になる理由

こうした二輪車の通行禁止規制は、どのような目的で実施されているのか——。警察が運用している『交通規制基準』には、「二輪車の通行を禁止することにより、交通事故および道路の交通に起因する障害等を防止し、交通の安全と円滑を図る」とあり、二輪車での通行そのものが危険な道路を回避させるほか、違法改造された二輪車による騒音や、暴走族らによる社会脅威など、一部の悪質なライダーの排除が目的となっている。具体的には、次表に示す4つの道路に対して二輪車の通行規制を実施することとしている。

●二輪車通行規制の対象となる道路（警察庁「交通規制基準」より）

1 オーバーパス、アンダーパス、トンネル等で自動車の通行が多く、かつ、十分な車道幅員がないため、自動二輪車または原付とその他の車両との混在通行により、交通事故が発生するおそれのある道路。
2 高速自動車国道等と接続しているため、125cc以下の自動二輪車および原付の通行を禁止する必要がある道路。
3 カーブまたは急な坂が連続しており、自動二輪車または原付の通行により、交通事故が発生するおそれのある道路。
4 暴走行為等による交通の危険防止および地域の静穏を確保する必要がある道路。

埼玉県警が解除した7カ所の二輪車通行規制

日本二普協の「二輪車通行規制区間情報」担当者に話を聞くと、ここ数年の間に、埼玉県では約20路線の規制が解除されていることがわかった。それら路線の位置を精査すると、下表のように7カ所の区域に集約された。

●近年規制が解除された路線一覧（埼玉県内の規制）

都道府県	路線(区域)	規制路線・区域の起点・終点	規制対象	規制時間
埼玉県	①川口市・国道122号(岩槻街道)	川口市北原台3丁目2番20号先～川口市大字源左衛門新田18番1先 ほか	原付・自動二輪	土曜・日曜・休日(終日) 平日(21:00～翌5:00)
	②加須市・加須工業団地周辺	加須市久下五丁目19番地1先～加須市南篠崎一丁目3番地1先 ほか	自動二輪 250cc以下を除く	日曜・休日 0:00～5:00
	③蓮田市及び白岡市実ヶ谷周辺(市区町村道)	蓮田市大字黒浜3535番地の217先～白岡市実ヶ谷905番地先	自動二輪 250cc以下を除く	日曜・休日 0:00～5:00
	④蓮田市・黒浜周辺(市区町村道)	蓮田市大字黒浜4088番地先～蓮田市大字黒浜4779番地の1先	自動二輪 250cc以下を除く	日曜・休日 0:00～5:00
	⑤さいたま市岩槻区・蓮田市、黒浜周辺(市区町村道)	さいたま市岩槻区大字上野979番地の1～	自動二輪 250cc以下を除く	日曜・休日 0:00～5:00
	⑥日高市および入間・高麗本郷、権現堂周辺(林道)	日高市大字高麗本郷1073番地1先～入間郡毛呂山町大字権現堂220番地3先	原付・自動二輪	終日
	⑦飯能市・宮沢湖周辺(市区町村道)	飯能市大字宮沢319番地の1先～飯能市大字宮沢27番地の1先	自動二輪 250cc以下を除く	日曜・休日 0:00～4:00

埼玉県警察本部に取材し、規制解除の経緯について話を聞いた。交通規制課では、「本県における二輪車通行規制は、交通規制基準に則って実施しています。なかには、長い時間が経つことで規制の必要性がなくなるケースもあり、警察としては常に規制の点検・見直しを図っています。表に挙げた二輪車の規制解除に関しては、その区域において二輪車の事故が減り、暴走行為がほぼ解消されたため、規制を廃止したものです」と説明する。

表中①～⑦の交通状況が現在どうなっているか、現場を視察した

ケース① ■騒音バイクなどの減少で規制解除（国道 122 号・岩槻街道）

埼玉県川口市を南北に走る国道 122 号は、同市北原台で東西に走る市道 50 号とインターチェンジ方式で交差している（表中①の区域）。国道から市道へ右折したい場合は、まず左の側道に入り、ループを回って市道へと合流することができる。

しかし自動二輪車（全排気量）に関しては、1992 年 10 月から、平日の 21：00～翌 5：00



国道 122 号（東京方面から）右折する車も左側の側道へ入る

と、土曜・日曜・休日の終日、国道から側道への進入が禁止され、市道へは右折も左折もできない規制が実施されていた。国道の東側と西側が住宅区域となっており、夜間と休日の静穏を確保するための規制だった。その後、この周辺で騒音をたてる違法改造二輪車は激減し、2015 年 6 月、同規制は解除された。



国道 122 号（浦和方面から）かつては側道への進入が規制されていた

この道路の近隣にはバイク用品店「ライダーズスタンド 東川口 2 りんかん」がある。スタッフに話を聞くと、「土日の終日規制だったので、国道から来るお客さんが、迂回するのに迷ってしまうという声が多かったんです。規制解除後はお客さんの数が 2～3 割は増えて

います。規制が復活することがないように、これからもマナーを心がけたいものです」と話していた。

ケース②～⑤■暴走行為がなくなり規制解除（加須工業団地周辺ほか）

埼玉県加須市内には、工場や倉庫が集積する加須工業団地がある（表中②の区域）。このエリアは休日になるとクルマや人通りが極端に少なくなるため、1980年代には改造した二輪車や四輪車が集まって違法競走を行う“サーキット族”のたまり場になっていた。

1983年4月、このサーキット族の取締りを目的に、日曜・休日の0:00～5:00まで、工業団地への自動二輪車（250cc以下を除く）の乗り入れが禁止された。10年ほど前までは、そうした暴走行為がある程度残っていたが、近年までにはほぼ解消されており、2016年8月、工業団地一帯の規制が解除された。



加須工業団地周辺の道路 1980年代にはサーキット族が集まった

また、表中③④⑤の区域に関しても、規制の理由は二輪車の暴走行為を排除するためのもの。③④の区域には大きな病院（療養施設）があり、とくに静穏な環境が求められ、加須と同様の規制が1983年4月に導入された。ここも時代の変化により、現在では二輪車の騒音や暴走行為がほぼなくなり、③④の区域とも2017年9月に規制が解除されている。



正面に見える道路が通行禁止だった（③路線＝白岡市の区間）

⑤のさいたま市岩槻区には、やはり工業団地があり、サーキット族対策として加須と同様の規制が1983年4月に導入され、暴走行為の実態がなくなり2014年7月に解除されている。



清涼飲料水メーカーの工場などが並ぶ（⑤路線＝さいたま市岩槻区）

なお、越谷市にある越谷工業団地では、現在もサーキット族対策の二輪車規制が残っている。つまり、同様のシチュエーションでも規制が解除されるケース、残されるケースがあり、その違いについても気になるところだ。



現在も二輪車規制が実施されている（越谷工業団地一帯）

ケース⑥ ■車両の通行実態からみて規制は不要（日高市高麗本郷・林道）

埼玉県日高市高麗本郷から奥武蔵グリーンラインへつながる林道は、1995年1月から原付・自動二輪車の通行が終日禁止とされてきた。狭い山坂でカーブが連続するため、二輪車の通行は危険と判断されて規制された道路と考えられる。



二輪車通行禁止の警告看板が残っていた

しかしこの林道は林業関係者以外に通行が乏しく、一部、全車両の通行止めもある。このため、通行実態がほとんどない二輪車への規制を実施することは、標識の維持に費用がかかるだけで合理的ではない。埼玉県警では「必要ない規制ならば順次見直して廃止していく」という考えで、2016年8月にこの路線の規制を解除した



二輪車の通行実態はほとんどない

ケース⑦ ■ 環境変化による規制見直し（飯能市・宮沢湖周辺）

埼玉県飯能市の宮沢湖周辺は、かつて深夜に暴走行為をはたらくバイクが多く集まり、1983年4月から自動二輪車（250cc以下除く）の乗り入れを禁止していた（日曜・休日の0:00～4:00）。しかし、現在の湖畔には日帰り温泉施設やカフェ・レストランがオープン。今年3月にはムーミンバレーパークが開園するなど、環境が大きく変化している。



テーマパークが開園した宮沢湖畔

このため、二輪車の通行規制も2017年3月に解除され、四輪車と同じ扱いになった。現在は湖畔入口に二輪車専用駐車場が開設され、そこまで進入することができる。環境変化に合わせて交通規制も対応して見直されることを示す一例だ。



写真左へ行く通行規制が解除された

規制解除には周辺住民の理解が必要

ここまでのケースで見たように、二輪車の通行規制が解除される理由としては、違法改造車による騒音公害や、悪質なライダーによる暴走行為が排除されて、静穏な交通環境が取り戻されることが大きなカギになっている。ただ、それだけでは足りない。

埼玉県警交通規制課では、「二輪車の暴走行為がすでに沈静化していたとしても、規制を見直す際には周辺の住民にも意見を求めますから、規制解除を不安に思う意見が多ければ、見直しは容易ではありません」と話す。さらに、「警察としては、変化する街の環境や交通実態に合わせて、より合理的な規制を実施したいと考えているのです。古くなった規制などについて、ライダーの皆さんからの意見や要望にも耳を傾けていきたいので、日本二普協のサイトなどからぜひ情報を寄せてほしい」と話している。

ライダー自らマナーアップ活動を展開

通行規制解除のみならず、二輪車の利用環境を向上させるには、社会からの受容が必要だ。ライダー自身のマナーアップが不可欠で、そのための活動に取り組んでいるライダーも少なくない。二輪ジャーナリストのKAZU 中西さんもその1人。静岡県や山梨県の観光道路でライダーにチラシを配り「沿道に人がいそうな区間では、アクセルを少し緩めてくださいね」と呼びかけている。



中西さんは、「バイクの事故が多い路線では、いままも二輪車の通行禁止が検討されています。規制が導入されてからでは遅いので、いまこそライダー1人ひとりが安全運転を心がけて、周りからの信頼を得ていくことが大切です」と話している。

全国的に二輪車の通行規制が解除される傾向にあるいま、中西さんらの呼びかけが、より多くのライダーに伝わることを期待したい。